



# 宮 崎 県 公 報

平成24年 5 月21日 (月曜日) 第 2388 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 公 告

- 狩猟免許試験の実施…………… (自然環境課) 1
- 狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査  
の実施…………… ( “ ) 2
- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商業支援課) 4

頁

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市  
町村の意見…………… (商業支援課) 5
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (2 件) …… (農村整備課) 5
- 公共測量終了の通知 (2 件) …………… (管理課) 6
- 病院局公告**
- 落札者等の公告…………… 6
- 正 誤**
- 平成24年 3 月30日付け県公報 (号外第19号) 中…………… 6

## 公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成24年 5 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 狩猟免許試験の日時及び場所  
試験は、平成24年度において3回行うものとし、その期日は次表のとおりとする。  
なお、試験の受付は、各試験会場において、午前8時30分開始とする。

区分	試験日	開始時間	試 験 会 場
第 1 回	1 次 試験 7 月 24 日 (火曜日)	午前 9 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
			宮崎県西臼杵支庁会議室 西臼杵郡高千穂町大字三田井22
			宮崎県林業技術センター 美郷町西郷区田代1561の 1
			宮崎県北諸県農業改良普及センタ ー 都城市高木町6464
	2 次 試験 7 月 24 日 (火曜日)	午後 1 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
			宮崎県西臼杵支庁会議室 西臼杵郡高千穂町大字三田井22
			宮崎県林業技術センター 美郷町西郷区田代1561の 1
			宮崎県北諸県農業改良普及センタ

第 2 回	1 次 試験 9 月 9 日 (日曜日)	午前 9 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
	2 次 試験 9 月 9 日 (日曜日)	午後 1 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
第 3 回	1 次 試験 1 月 27 日 (日曜日)	午前 9 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
	2 次 試験 1 月 27 日 (日曜日)	午後 1 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号

- 2 受験資格  
宮崎県内に住所を有する者 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条の規定に該当する者を除く。)
- 3 狩猟免許試験の内容、順序等  
狩猟免許試験は、第 1 回、第 2 回は網猟免許、わな猟免許、第 1 種銃猟免許、第 2 種銃猟免許の試験、第 3 回はわな猟免許の試験とし、それぞれ、狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は、知識試験及び適性試験 (1 次試験)、技能試験 (2 次試験) とし、知識試験又は適性試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。
- 4 受験申込み手続  
(1) 狩猟免許申請書及び受験票に必要事項を記入し、次の各号に掲げるものを添えて提出すること。  
ア 狩猟免許申請手数料 5,200円。ただし、鳥獣の保護及び狩

猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者にあつては、  
3,900円（宮崎県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて払い込むものとする。）

イ 50円の返信用郵便切手 1枚

ウ 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外にあつては、医師の診断書（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号、第3号及び第4号に該当しない旨の診断書） 1通

エ 住民票 1通

(2) 書類の提出先及び期間

書類は住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に、第1回試験の受験希望者は、6月4日（月曜日）から6月22日（金曜日）までの間に、第2回試験の希望者は、7月30日（月曜日）から8月17日（金曜日）までの間に、第3回試験の希望者は、12月10日（月曜日）から1月4日（金曜日）までの間に提出すること。

5 受験者への通知等

狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び場所を指定した受験票を送付する。

申請者は、受験票の所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付け、試験当日持参すること。

6 狩猟免許試験の合格者

合格者には、狩猟免許状を交付する。

7 狩猟免許試験についての問い合わせ

宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁若しくは各農林振興局又は宮崎県猟友会に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第1項及び第4項の規定により、狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査を次のとおり実施する。

平成24年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 講習及び適性検査の日時、会場等

別表のとおり

2 講習及び適性検査対象者

平成21年に狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を希望する者

3 講習及び適性検査の内容

(1) 講習

ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 1時間

イ 鳥獣の判別及び猟具の取扱い 1時間

ウ 鳥獣の保護管理に関する知識 1時間

(2) 適性検査

ア 視力検査（矯正視力可）

イ 聴力検査（補聴器使用可）

ウ 運動能力（補助具使用可）

4 講習及び適性検査の申込み手続

講習及び適性検査を受けようとする者は、所定の狩猟免許更新申請書及び審査票に所要事項を記入の上、次の各号に掲げるものを添付して、住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁及び各農林振興局に講習開催日の10日前までに提出するものとする。

(1) 狩猟免許更新申請手数料 2,800円（宮崎県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて払い込むものとする。）

(2) 50円の返信用郵便切手（郵送を希望する場合に限る。） 1枚

(3) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外にあつては、医師の診断書（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号、第3号及び第4号に該当しない旨の診断書） 1通

5 審査票の交付

狩猟免許更新申請書を受理したときは、講習及び適性検査の会場並びに日時を指定して交付する。

申請者は、交付された審査票に写真（最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）1枚を貼り付けて当日持参すること。

6 講習及び適性検査の会場での受付

講習及び適性検査の会場では、申請者に交付した審査票で受け付けるものとする。審査票を持参しない者又は写真の貼り付けていない審査票を持参した者の講習及び適性検査の受付は行わないものとする。

7 狩猟免許更新申請書及び審査票の用紙は、宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁及び各農林振興局並びに宮崎県猟友会において交付する。

8 その他

詳細については、宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

別表

日 時	会 場	対 象 区 域
7月12日（木） 午後1時30分	日之影町福祉館 日之影町大字七折9079	日之影町
7月19日（木） 午後1時30分	五ヶ瀬町町民センター 五ヶ瀬町大字三ヶ所 106 93-1	五ヶ瀬町
8月2日（木） 午後1時30分	高千穂町自然休養村管理センター 高千穂町大字三田井1498	高千穂町
7月4日（水） 午後1時00分	クリエイティブセンター 門川 門川町大字門川尾末1140	門川町
7月6日（金） 午後1時00分	延岡市北浦公民館 延岡市北浦町古江1947-1	延岡市（北浦地区）
7月9日（月） 午後1時00分	延岡社会教育センター 延岡市本小路39-1	延岡市（祝子・南方・南浦地区）
7月10日（火）	宮崎県東臼杵南部農業改	日向市（東郷地区）

午後 1 時00分	良普及センター 日向市東郷町山陰辛 256 - 2	)		西都市聖陵町 2 - 26	
7 月12日 (木) 午後 1 時00分	美郷町北郷区・林業セン ター 美郷町北郷区宇納間 401	美郷町 (北郷区)		7 月27日 (金) 午後 1 時30分 西都市コミュニティセン ター 西都市聖陵町 2 - 26	西都市 (三財・都 於郡・三納地区)
7 月13日 (金) 午後 1 時00分	宮崎県林業技術センター 美郷町西郷区田代1561- 1	美郷町 (西郷区) 、諸塚村		7 月 2 日 (月) 午後 1 時30分 国富町農村環境改善セン ター 国富町大字本庄4800	国富町、綾町
7 月17日 (火) 午後 1 時00分	日向市文化交流センター 日向市中町 1 - 31	日向市 (日向地区 )		7 月 4 日 (水) 午前 9 時00分 宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206- 1	宮崎市 (宮崎北地 区 (北部支部を除 く))
7 月19日 (木) 午後 1 時00分	椎葉村開発センター 椎葉村大字下福良1761- 1	椎葉村		7 月 4 日 (水) 午後 1 時30分 宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206- 1	宮崎市 (宮崎北地 区 (北部支部))
7 月20日 (金) 午前 9 時30分	南郷多目的センター 美郷町南郷区神門 292- 2	美郷町 (南郷区)		7 月 5 日 (木) 午前 9 時00分 宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206- 1	宮崎市 (宮崎南地 区 (南部支部))
7 月26日 (木) 午後 1 時00分	北川公民館 延岡市北川町川内名7150	延岡市 (北川地区 )		7 月 5 日 (木) 午後 1 時30分 宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206- 1	宮崎市 (宮崎南地 区 (南部支部・田 野支部を除く))
7 月27日 (金) 午後 1 時00分	北方町総合支所附属棟大 ホール 延岡市北方町川水流卯 6 82	延岡市 (北方地区 )		7 月 6 日 (金) 午後 1 時30分 宮崎市高岡地区農村環境 改善センター 宮崎市高岡町内山2887	宮崎市 (高岡地区 )
7 月30日 (月) 午後 1 時00分	延岡総合文化センター 延岡市東浜砂町 611- 2	延岡市 (延岡地区 )		7 月10日 (火) 午後 1 時30分 宮崎市田野農村環境改善 センター 宮崎市田野町甲2818	宮崎市 (田野地区 )
7 月11日 (水) 午後 1 時30分	高鍋町中央公民館 高鍋町大字上江8113	高鍋町、新富町		7 月 5 日 (木) 午後 1 時00分 えびの市文化センター えびの市大字大明司2146 - 2	えびの市
7 月12日 (木) 午後 1 時30分	木城町総合交流センター 木城町大字椎木2146- 1	木城町		7 月11日 (水) 午後 1 時00分 高原町ほほえみ館 高原町大字西麓 360- 1	高原町
7 月13日 (金) 午後 1 時30分	川南町農村環境改善セン ター 川南町大字川南 13680- 1	川南町、都農町		7 月13日 (金) 午後 1 時00分 野尻町農村環境改善セン ター 小林市野尻町三ヶ野山43 36-55	小林市 (野尻地区 )
7 月19日 (木) 午後 1 時30分	西都市東米良支所体育館 西都市大字尾八重 9	西都市 (東米良地 区)		7 月19日 (木) 午後 1 時00分 小林市中央公民館 小林市細野38- 1	小林市 (小林地区 ・須木地区)
7 月20日 (金) 午前 9 時00分	西米良村基幹集落センタ ー 西米良村大字村所19	西米良村、椎葉村 (大河内地区)		7 月 2 日 (月) 午後 1 時30分 山田総合センター 都城市山田町山田3881	都城市 (高崎地区 ・山田地区)
7 月26日 (木) 午後 1 時30分	西都市コミュニティセン ター	西都市 (妻・穂北 地区)		7 月 4 日 (水) 午後 1 時30分 庄内地区公民館 都城市庄内町 12692	都城市 (西岳地区 ・夏尾地区・庄内 地区・志和池地区 )

7月5日(木) 午後1時30分	山之口勤労福祉センター 都城市山之口町花木2005	都城市(高城地区 ・山之口地区)、 三股町
7月9日(月) 午後1時30分	都城市中央公民館 都城市姫城町7-8	都城市(梅北地区 ・安久地区・中央 地区)
7月2日(月) 午後1時00分	日南市国際交流センター 小村記念館 日南市飫肥4-2-20-1	日南市(酒谷地区 ・吉野方地区・板 敷地区・東郷地区 )
7月3日(火) 午後1時00分	日南市南郷ハートフルセ ンター 日南市南郷町大字中村乙 7051-25	日南市(南郷地区 ・細田地区)
7月4日(水) 午後1時00分	日南市生涯学習センター まなびピア 日南市木山2-4-44	日南市(鶴戸地区 ・油津地区・吾田 地区)
7月5日(木) 午後1時00分	日南市北郷農村環境改善 センター 日南市北郷町大字郷之原 1565	日南市(郷之原地 区・北河内地区・ 小河内地区)
7月6日(金) 午後1時00分	串間市総合保健福祉セン ター 串間市大字西方9365-8	串間市
8月7日(月) 午後1時30分	宮崎県庁6号館会議室 宮崎市橋通東2-10-1	県内一円

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
食の森うめこうじまなび野店・西松屋まなび野店  
宮崎市まなび野二丁目35番1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
宮崎県住宅供給公社 理事長 高島俊一  
宮崎市橋通東二丁目7番18号  
株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村禎史  
兵庫県姫路市飾東町庄 266番地の1
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及

び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社永野 代表取締役 永野雄造  
宮崎県宮崎市佐土原町下田島9922-3  
株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村禎史  
兵庫県姫路市飾東町庄 266番地の1

- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年1月2日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,903㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地内 95台  
合計 95台
  - 駐輪場の位置及び収容台数  
建物敷地南側(No.1) 15台  
建物敷地北側(No.2) 15台  
建物敷地北側(No.3) 16台  
建物敷地北東側(No.4) 50台  
合計 96台
  - 荷さばき施設の位置及び面積  
A棟北側(No.1) 50㎡  
B棟東側(No.2) 50㎡  
合計 100㎡
  - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
A棟内北西側(No.1) 17.67㎡  
B棟東側(No.2) 7.07㎡  
合計 24.74㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
株式会社永野 開店時刻午前9時  
閉店時刻午後9時  
株式会社西松屋チェーン 開店時刻午前10時  
閉店時刻午後8時
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分～午後9時30分
  - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
建物敷地南東側及び南西側 2箇所(出入口2箇所)
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時～午後9時
- 届出年月日  
平成24年5月1日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - 期間  
平成24年5月21日から平成24年9月21日まで
- 意見書の提出先及び期間
  - 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課
  - 期間

平成24年5月21日から平成24年9月21日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
生活協同組合コープみやざき都北店  
都城市都北町6400-1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法附則第5条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更  
平成23年12月16日
- 3 意見の概要  
意見を有しない
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年5月21日から平成24年6月21日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、岩戸原土地改良区（木城町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	堀 田 計 一	木城町大字高城3822番地 3
理 事	上 田 隆	木城町大字高城2775番地

（任期：平成25年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	上 田 実	木城町大字高城2775番地
理 事	渡 邊 光 國	木城町大字高城3825番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鹿野田土地改良区（西都市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理 事 長	島 地 良 次	西都市大字鹿野田9240番地
筆頭理事	川 崎 功 文	西都市大字鹿野田2212番地
理 事	齊 藤 一 徳	西都市大字鹿野田3499番地
理 事	松 尾 洋 一	西都市大字鹿野田8851番地イ
理 事	安 藤 優	西都市大字鹿野田 220番地 1
理 事	畠 山 幸 男	西都市大字下三財1739番地
理 事	松 尾 富 雄	西都市大字鹿野田7128番地
総括監事	長 友 正 廣	西都市大字鹿野田 222番地
監 事	杉 田 次 雄	西都市大字鹿野田 11871番地
監 事	酒 井 信 二	西都市大字鹿野田8675番地

（任期：平成28年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理 事 長	角 田 正 志	西都市大字鹿野田 283番地
筆頭理事	川 崎 功 文	西都市大字鹿野田2212番地
理 事	島 地 良 次	西都市大字鹿野田9240番地
理 事	松 尾 富 雄	西都市大字鹿野田7128番地
理 事	尾 崎 信 吾	西都市大字鹿野田8645番地 1
理 事	畠 山 幸 男	西都市大字下三財1739番地
理 事	齊 藤 一 徳	西都市大字鹿野田3499番地
総括監事	森 純 夫	西都市大字鹿野田8935番地
監 事	井 上 周	西都市大字鹿野田 11167番地 1
監 事	長 友 正 廣	西都市大字鹿野田 222番地

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2314号により公告した公共測量が平成23年10月21日終了した旨、九州防衛局長から通知があった。

平成24年 5 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2330号により公告した公共測量（数値図化）が平成24年 3 月16日終了した旨、宮崎市長から通知があった。

平成24年 5 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 病院局公告

#### 落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成24年 5 月21日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

- 1 随意契約に係る調達件名及び数量  
宮崎県立病院電子カルテシステム保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中 4 丁目 1 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額  
76,964,790円
- 6 随意契約によった理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号に該当

### 正 誤

平成24年 3 月30日付け県公報（号外第19号）中

ページ	誤	正
38	月 年 日	年 月 日
39	月 年 日	年 月 日
40	月 年 日	年 月 日